

愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(8/27～9/30 実施分)

よくある質問 (2021年9月10日版)

1. 協力金の概要

1-1. 要請の期間はいつですか。

→8月27日(金)から9月30日(木)までの35日間です。

1-2. どのような事業者がどのような要請に協力すると協力金の対象となるのですか。

→対象となる事業者は、飲食店等や飲食業の許可を受けていないカラオケ店（建築物の床面積が1,000㎡以下）を運営する事業者です。

また、要請内容は対象事業者によって異なります。(以下の表をご確認ください)

対象事業者	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等※1及びカラオケ店※2を運営する事業者	休業 (酒類及びカラオケ設備の提供※3を取り止める場合は午前5時～午後8時の時短要請)
従前より午前5時～午後8時の時間帯を越えて営業している、酒類及びカラオケ設備の提供※3を行わない飲食店等※1を運営する事業者	営業時間短縮 午前5時～午後8時

※1 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要

※2 飲食業の許可を受けていないカラオケ店（建築物の床面積が1,000㎡以下）。協力金は、休業要請に応じた場合のみ交付（営業時間短縮は対象外）

※3 「酒類の提供」には、酒類の持込を含む

1-3. まん延防止等重点措置と緊急事態措置で、協力金を申請できる店舗の違いは何ですか。

→下の表をご確認ください。

類型		まん延防止等重点措置 (措置区域)	緊急事態措置	
A	酒類又はカラオケを提供する飲食店	従来より午前5時～午後8時の間のみ営業	申請対象外	休業すれば申請対象
		従来より午前5時～午後8時を越えて営業	酒類とカラオケの提供をやめ、時短又は休業すれば申請対象	酒類とカラオケの提供をやめ、時短又は休業すれば申請対象
B	カラオケボックス	飲食店営業許可あり	酒類の提供をやめ、時短すれば申請対象	飲食店（本表の類型A）と同じ
		飲食店営業許可なし	申請対象外	休業すれば申請対象 (建築物の床面積1,000㎡以下のみ※)

※床面積が1,000㎡超の場合は、「大規模施設等営業時間短縮要請枠」の申請対象。

1-4. 「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等」に対する要請内容のうち、「酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合は午前5時～午後8時の時短要請」とはどういう意味ですか。

→居酒屋など酒類を提供する飲食店が酒やカラオケ設備の提供を止めた場合を指します。この場合、休業ではなく、午前5時～午後8時までの営業時間短縮を要請します。要請に応じて営業時間を短縮した場合は、協力金の対象となります。

1-5. 「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等」が「休業」した場合は協力金の対象となることですが、どういう意味ですか。

→酒類やカラオケ設備の提供を行う飲食店等が要請に応じて休業した場合は、協力金の対象となるという意味です。この場合、従前の営業時間は問いません。(午前5時～午後8時までの間で営業しており、時短要請の対象とならない飲食店等も協力金の対象となります。)

1-6. 協力金の交付に必要な要件は何ですか。

→休業要請又は営業時間短縮要請に応じていただいたうえで、以下の要件を満たす必要があります。

○業種別ガイドラインを遵守

○県の「ニューあいちスタンダード(あいスタ)」の認証を受け、認証ステッカーを掲示又は県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示

なお、今後、飲食店の協力金支給申請には「あいスタ認証」を受けていることが必須となる予定です(10月を目途)。

1-7. 協力金の申請はいつから始まりますか。

→申請手続きについては、現在調整中です。決定次第、県のウェブサイト等でお知らせします。

2. 事業主体について

2-1. 愛知県内に店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。

→愛知県内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、愛知県内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

2-2. 要請期間中に閉店しましたが、協力金を申請することはできませんか。

→営業時間短縮要請期間中に閉店しても、交付申請日及び交付決定日において倒産、廃業していなければ申請を行うことができます。

なお、交付対象日数は閉店前の期間において営業時間短縮等に協力した日数となります。

2-3. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが交付対象となりますか。

→協力金は、1つの施設につき1交付となります。重複申請防止のためにも委託者と受託者(例:店長とオーナー)どちらが申請するか、相談の上申請してください。

3. 対象となる施設の種類と営業形態について

3-1. キッチンカーや露店でテイクアウトの飲食業を行っている場合は、協力金の交付対象となりますか。

→テイクアウトのみの店舗には時短要請を行っていません。

3-2. コンビニエンスストアのイートインスペースは、協力金の交付対象となりますか。

→コンビニエンスストアには時短要請を行っていません。

4. 協力金の交付対象について

4-1. 従前の営業時間が、午前 11 時から午後 7 時までの飲食店です。この場合も営業時間を短縮すれば、協力金の交付対象となりますか。

→営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにあるため、従前より午前 5 時から午後 8 時までの時間帯で営業を行う飲食店は営業時間短縮要請の対象外であり、協力金の交付対象となりません。

4-2. 従前より午前 11 時から午後 7 時まで営業している酒類を提供する飲食店です。酒類の提供が禁止されたため休業した場合、協力金の交付対象になりますか。

→休業した場合は、対象となります。

4-3. 営業時間短縮要請期間中に定休日が含まれますが、協力金の交付対象となりますか。

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。

4-4. 営業時間短縮要請期間中、営業時間を短縮できず、午後 11 時まで営業した日があります。協力金はどのように交付されますか。

→営業時間を短縮できなかった日は交付対象日数に含めることはできません。

4-5. 営業時間短縮要請期間中、営業時間は短縮したものの、酒類を提供した日があります。協力金はどのように交付されますか。

→営業時間を短縮しても、酒類を提供した日は交付対象日数に含めることはできません。

4-6. 営業時間短縮要請期間中、酒類の提供を取り止めたものの、営業時間の短縮を行わない日がありました。この日は協力金の対象となりますか。

→酒類の提供を取り止めても、営業時間の短縮を行っていない日は協力金の対象となりません。

4-7. 午後 8 時までの営業とはどういう意味でしょうか。ラストオーダーを午後 8 時にすればよいですか。

→午後 8 時までにお客様に退店いただき、閉店する必要があります。

5. 「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示について

5-1. PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。

→業種別のガイドラインの遵守のほか、県の「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示、又は、「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証と認証ステッカーの掲示が協力金の交付の条件になります。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したPRステッカー・ポスターを掲示していただいても差し支えありません。

※「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

5-2. 期間中を通して終日休業しますが、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー一等の掲示は必要ですか。

→休業する場合も県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要です。

6. 第三者認証制度「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」と認証ステッカーの掲示について

6-1. 「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」とは何ですか。また、認証はどのように行うのですか。

→安全・安心に食事を行っていただくため、第三者により飲食店の感染防止対策をチェックし、十分に対策が講じられている店舗を認証登録する新しい制度です。なお、「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

- ▶ 「ニューあいちスタンダード」専用ウェブサイト <https://newaista-ninsho.jp/>

6-2. 「安全・安心宣言施設」の登録を行っている飲食店です。今回の申請に「あいスタ」認証とステッカーの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。

→協力金の交付は、業種別のガイドラインの遵守のほか、県の「安全・安心宣言施設」への登録か「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証のいずれかが必要になります。

そのため、「あいスタ」の認証と認証ステッカーの掲示がなくても、県の「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示があれば交付対象となります。

なお、今後、協力金申請には「あいスタ」認証を受けていることが必須となる予定です（10月を予定）。「あいスタ」の認証取得について、お早目の申請をお願いします。

6-3. 期間中を通して終日休業しますが、認証ステッカーの掲示は必要ですか。

→休業する場合も認証ステッカーの掲示は必要です。

7. 他の協力金等の重複支給について

7-1. 国の月次支援金において、対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となる事業者は給付対象外とされていますが、今回の協力金はこれに該当しますか。

→該当します。そのため、当協力金の支給対象となる事業者は、その対象月における月次支援金の支給を受けることはできません。

7-2. 今回の協力金は課税対象となりますか。

→法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるとのことです。